

平成26年度

埼玉県立春日部高等学校生徒募集要項

(全日制の課程)

〒344-0061 埼玉県春日部市粕壁5539

TEL: 048-752-3141 FAX: 048-760-1202

第1 一般募集

1 募集人員

募集定員 400名 (転勤等に伴う転編入学者及び帰国生徒特別選抜の募集人員を含む)

2 出願資格

原則として保護者とともに県内に居住している者 (* 「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定」及び「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく平成26年度細部協定」により出願資格を有する者を含む) で、次の(1)、(2)、(3)のいずれかの条件を満たす者とする。

なお、県内の中学校を卒業する見込みの者 (卒業した者を含む) で特別な事情を有する者、隣接県の隣接学区以外の県外中学校及び海外の中学校等からの出願手続等については、別に定める。

ただし、高等学校又は特別支援学校高等部若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、県立伊奈学園中学校から県立伊奈学園総合高等学校へ又はさいたま市立浦和中学校からさいたま市立浦和高等学校へ平成26年度に入学する予定の者は出願できない。

* 千葉県…野田市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 茨城県…古河市 境町 五霞町 板東市 等

- (1) 平成26年3月に中学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者、若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。
- (2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者、若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者。
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者 (学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者)。

3 出願手続

(1) 出願書類

ア 入学願書、受検票

イ 入学選考手数料

志願者は、入学選考手数料として、「入学願書」の所定の位置に「埼玉県収入証紙 (2,200円分)」を貼って、消印しないで提出すること。一度納入した入学選考手数料は返還しない。

ウ 調査書

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

エ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

本校の全日制の課程及び定時制の課程、それぞれに志願者がある場合は、両課程に1部ずつ提出すること。過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

オ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(2) 出願書類の提出方法

	志願者が提出するもの* (注)		中学校長が提出するもの
	入学願書 受検票 調査書		学習の記録等学年内評価分布表 学習の記録等一覧表
提出期間 及び 受付時間	平成26年2月18日(火) 午前9時から正午まで 及び午後1時から午後4時30分まで 2月19日(水) 午前9時から正午まで		
提出先	本校	本校及び高校教育指導課	
提出方法 (持参または 郵送で提出する)	持参	本校へ持参する。	本校及び高校教育指導課へ持参する。
	郵送	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、併せて2月17日(月)を配達指定日とすること。封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、併せて2月17日(月)を配達指定日とすること。封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。

* (注): 「持参」「郵送」のいずれの場合も、一括して提出すること。

(3) 受検票の交付

本校校長は、「入学願書」等を受理した後、所定の「受検票」を交付する。郵送による提出の場合は、「受検票」を2月18日(火)までに投函する。

4 併願

- (1) 県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。
- (2) 本校における全日制の課程と定時制の課程とに、「入学願書」を提出することはできない。

5 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内にそれぞれ1回に限り、志願先を変更することができる。

ただし、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、それぞれ帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

平成26年2月20日(木)から2月21日(金)まで
 受付時間は、2月20日(木)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
 2月21日(金)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

平成26年2月25日(火)
 受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長(在学中中学校長を含む。以下同じ。)を経て、「志願先変更願」及び「受検票」を、先に出願した高等学校長に提出し、「志願先変更証明書」の交付を受けた後、新たに出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内にそれぞれ手続きを完了させること。なお、志願先変更の手続は、郵送によることはできない。

(3) 入学選考手数料

- ア 同一課程において県立高等学校から他の県立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納入する必要はない。
- イ 定時制の課程から全日制の課程に志願先を変更する場合は、入学願書の所定の位置に不足分の額の埼玉県

収入証紙を貼って、消印しないで提出すること。

- ウ 県立高等学校から市立高等学校へ志願先を変更する場合、又は、市立高等学校から県立高等学校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続きにより納入すること。
- エ 県立高等学校から市立高等学校へ志願先を変更した者が、再び県立高等学校へ志願先を変更する場合は、改めて納入する必要はない。すでに納入した額に不足額が生じる場合は、その不足分の額の埼玉県収入証紙を入学願書の所定の位置に貼って、消印しないで提出すること。
- オ 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

(4) 志願先変更証明書

「志願先変更願」が提出された場合は、当該高等学校長は「志願先変更証明書」を交付する。

6 志願取消し

志願を取り消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」及び受検票をすみやかに本校校長に提出すること。

7 学力検査

- (1) 志願者は、平成26年3月3日(月)に行われる学力検査を受検しなければならない。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。
- (3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- (4) 学力検査会場は、本校とする。
- (5) 携行品 受検票、鉛筆、消しゴム、三角定規、コンパス、弁当(上履きは必要ない)
(携行してはならないもの: 色鉛筆、下敷き、分度器、公式等の記入された定規、計算機、計算機能や辞書機能のある時計、携帯電話など)
- (6) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～ 9:20	9:25～ 10:15	休 憩	10:35～ 11:25	休 憩	11:45～ 12:25	昼 食	13:20～ 14:00	休 憩	14:20～ 15:10
教科等	一般 諸注意	国語 (50分)		数学 (50分)		社会 (40分)		理科 (40分)		英語 (50分)

- (7) 学力検査の配点等については選抜要領で定め、本校の定める選抜基準については、別に定める。
- (8) 障害のある受検生に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続については、別に定める。

8 入学許可候補者の発表

- (1) 日時・場所・方法

1 日時 平成26年3月10日(月) 午前9時
2 場所 本校
3 方法 受検番号を掲示し、受検票を確認の上、選抜結果通知書を入学許可候補者に交付する。
*電話等による問い合わせには応じない。

- (2) 入学許可候補者は、受検票を持参し、必要書類を受け取ること。
- (3) 入学許可候補者の受検番号一覧を本校ホームページに掲載する。掲載時刻等の詳細は別に定める。

- (4) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」(様式自由)を、出身中学校長を経て本校校長に提出すること。

第2 帰国生徒特別選抜による募集

1 帰国生徒特別選抜による募集の実施校、実施時期及び募集人員

一般募集に併せて実施する。なお、募集人員については、別途定める。

2 出願資格

第1の2に定める出願資格を有する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本国外における在住期間が、帰国時からさかのぼり継続して、原則2年以上4年未満の者で帰国後2年以内の者
- (2) 日本国外における在住期間が、帰国時からさかのぼり継続して、原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者
ただし、「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として、帰国した日から平成26年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいう。

3 出願手続

第1の3に準じる。ただし、次のことに留意する。

- (1) 第1の3の(1)のアについては、「入学願書」、「受検票」とともに「海外在住状況説明書」を、本校校長に提出すること。「入学願書」の記入にあたっては、「特別選抜に関する申告欄」の「帰国生徒特別選抜による募集」に○印を付すこと。
- (2) 「入学願書」を受理した本校校長は、所定の「受検票」及び「帰国生徒特別選抜証明書」を交付する。
- (3) 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜にかかる「自己申告書」は、提出することができない。

4 志願先変更

第1の5に準じる。ただし、次のことに留意する。

第1の5の(1)については、帰国生徒特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の帰国生徒特別選抜又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から交付された「帰国生徒特別選抜証明書」を添付すること。

5 学力検査及び面接

学力検査は第1の7により行い、問題は他の志願者と同一とする。ただし、社会及び理科の2教科の学力検査は受検しない。学力検査の日程は下記のとおりとする。面接は同日に実施する。面接の詳細については別途連絡する。

時間	8:45～ 9:20	9:25～ 10:15	休 憩	10:35～ 11:25	休 憩	11:45～14:00	休 憩	14:20～ 15:10
教科等	一般 諸注意	国語 (50分)		数学 (50分)		本校校長の指示に従う		英語 (50分)

第3 その他

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜については、別に定める。